生活保護（生活に困ったとき）

○生活保護とは

家計を支えていた人の死亡や、病気、けがなどにより、収入が減ったりなくなったりして生活に困っている人や、その家族に対して必要な保護を行い、自立を援助する制度です。
外国籍の方については、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する場合に生活保護法に準じた保護の適用となります。
扶養義務者からの援助、他法・他施策、資産等を活用しても、収入が国の定める最低生活費に満たない状態にある世帯に、申請に基づき、困窮の程度に応じて扶助します。（関係法令 生活保護法）

○扶助の種類

生活保護には、次のような扶助があり、必要に応じて給付されます。
(1) 生活扶助
　衣食、光熱水費など日常の暮らしに必要な費用
(2) 住宅扶助
　家賃、地代などの住宅に必要な費用
(3) 教育扶助
　学用品費・給食費など義務教育に伴って必要な費用
(4) 医療扶助
　病気やけがの治療、施術に必要な費用
(5)介護扶助
　介護サービスに必要な費用
(6)出産扶助
　出産のために必要な費用
(7) 生業扶助
　仕事をするために必要な資金や費用
(8) 葬祭扶助
　葬祭の執行に必要な費用

これらは、医療扶助・介護扶助を除き原則として現金給付されます。

問い合わせ先　　西宮市役所厚生課　　0798-35-3056

○生活福祉資金の貸し付けについて

経済的に困っている低所得、障害者または高齢者が属する世帯に対して、高校、大学へ進学するための費用などを、一定の条件をもとに、貸付を行う制度です。

問い合わせ先　　西宮市社会福祉協議会（くらし相談支援課）　　0798-37-0010
　　もしくはお住まいの地区の民生委員・児童委員

※注　　詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。